

令和元年度 第2回 新潟市福祉有償運送運営協議会（会議概要）

日時：令和元年11月18日（月）午前10時30分～ 午前11時30分

場所：新潟市役所 本館 第3委員会室

傍聴者数：1名

《出席委員》

【学識経験者】

長岡技術科学大学大学院 教授

佐野 可寸志 会長

新潟青陵大学福祉心理学部 准教授

藤瀬 竜子 副会長

【利用者の代表】

福祉有償運送利用者

岩森 三千代 委員

福祉有償運送利用者

石川 登志子 委員

【福祉有償運送事業の運送主体の代表】

特定非営利活動法人 せいむ 理事長

今井 直樹 委員

【公共交通機関の代表】

太陽交通株式会社 代表取締役

佐藤 友紀 委員

新潟県ハイヤー・タクシー協会 専務理事

鈴木 久夫 委員

【公共交通運転手の代表】

全新潟タクシー労働組合 執行委員長

高橋 正行 委員

【新潟市職員】

新潟市福祉部福祉監査課

林 美岐 委員

1 開会

2 議事

(1) 福祉有償運送の更新登録申請について

<事務局から、社会福祉法人 いぶきサポート協会の期間満了について説明>

令和2年3月26日の期間満了をもって福祉有償運送の業務を終了するため、今回更新登録申請なし。

・特定非営利活動法人 CIL 新潟

<事務局から「協議1」「協議1(参考)」により更新登録申請案について説明>

質疑応答はなく、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価、運送の形態等について、協議会の協議が調ったものとするに全員異議なし。

・社会福祉法人 新潟みずほ福祉会

<事務局から「協議2」「協議2(参考)」により更新登録申請案について説明>

質疑応答はなく、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価、運送の形態等について、協議会の協議が調ったものとするに全員異議なし。

・一般社団法人 EARU パートナーズ

<事務局から「協議3」「協議3(参考)」により更新登録申請案について説明>

質疑応答はなく、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価、運送の形態等について、協議会の協議が調ったものとするに全員異議なし。

(2) 新潟市福祉有償運送運営協議会への協議依頼について

・社会福祉法人 中蒲原福祉会

<事務局から「協議4」により対価の変更について説明>

質疑応答はなく、旅客から収受する対価の変更について、協議会の協議が調ったものとするに全員異議なし。

・特定非営利活動法人 ころ楽楽

<事務局から「協議5」により対価の変更について説明>

質疑応答はなく、旅客から収受する対価の変更について、協議会の協議が調ったものとするに全員異議なし。

・特定非営利活動法人 せいむ

<事務局から「協議6」により対価の変更について説明>

質疑応答はなく、旅客から収受する対価の変更について、協議会の協議が調ったものとするに全員異議なし。

【意見の概要】

(鈴木委員) 申請については問題ないが、利用者への丁寧な説明と安全に留意して運行していただきたい。

(3) 新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針の改正について

<事務局から「資料1-1~3」について説明>

【協議の概要】

(鈴木委員) 出発時間に責任者が不在であることをあらかじめ周知しておくのか、それとも責任者から出発時間になったら運転者に電話をするのか。

(事務局) それぞれ事業所によって対応は異なるかと思うがどちらかの方法で行っている。

(佐藤委員) 対面での確認が困難な場合とあるが、そもそも電話では飲酒について確認のしようがない。これまでのやり方も問題だが、改正案の運転者が自宅から直接出発して向かうというのはよくないのでは。

(高橋委員) 電話により必要な確認とあるが具体的に何を指すのか。

(事務局) 配布した参考資料3のとおり、体調が万全であるか、疲労の状況、飲酒の有無、その他安全な運転に支障がないかどうかの確認している。

【協議の概要（続き）】

（佐藤委員） 飲酒については今どこも厳しく、必ず点呼の時にアルコールチェックをすることになっている。お客様を乗せて対価をもらっているわけで、民間がこの状況なので、県が認める福祉有償についてはなおさら。改正案の直接向かうというのはチェック機能が果たせない。飲酒のチェックの仕方も今漠然としているのできちんと決めないといけない。事故が起きてからでは事業停止になる。

（事務局） 当然飲酒運転などあってはならないことだが、事務局も事業所に頼らざるを得ない部分があり、これまでもしっかり確認はしているということで報告を受けているので、基本的には取扱いは変えない方向で考えている。事業所には再度周知の徹底を図ることでどうか。

（鈴木委員） いわゆる飲酒運転はないだろうが、酒気帯び運転になる可能性がある。タクシーの場合は検知器具で0.01でもだめという厳格なやり方をしている。実際器具を使うように指導はしているか。

（事務局） 器具を使っているかどうかまでは確認していない。

（鈴木委員） 検知機器を使わないとなかなか厳しい。疑うわけではないが、精巧なものでなくても、これを機に機械を使うようにすべき。人の命に関わることなので、責任者側もその方が指導面でいいのでは。

（事務局） ご意見を踏まえ、アルコールチェックに関しては、検知機器を使った検査を徹底していただく方向で事務局から指導していきたい。

（会 長） 自宅から直接利用者宅へ行くのであれば、本来は出発前にすべきだが、電話で確認するよりは到着後でもアルコールチェックをした方が抑止効果もあるのでは。指針に記載する必要はないが、なかなか電話では分からない。

（高橋委員） それであれば、利用者の前で携帯型のアルコールチェックで確認すれば。どこまでやるかは社会通念上適切であれば、やり方については事業所に任せて認めるべき。器具を買うにも経費がかかるわけで、あまり強制的にすべきではない。その代わりに、事故があった時は、業務停止の覚悟をもって携わってもらう必要がある。

（佐藤委員） ①自宅から直接行く部分については、市で運用ルールを作って遵守してもらえればよいが、②責任者及び代務者が不在はあり得ないので、削除すべき。責任者がいない時のための代務者のはず。

（鈴木委員） 今日の協議内容を踏まえて、運輸支局に意見をもらうようにしては。

今回の協議会をふまえ、運営指針の改正案について、事務局で再度案を作成し、郵送する。

3 報 告

令和元年度上半期福祉有償運送運行状況実績報告について

<事務局から「報告1」により運行状況実績報告について説明>

質疑応答は特になし

4 閉 会

今回は令和2年6月下旬～7月上旬の開催を予定。

《配付資料》

資料番号	内 容	備 考
	次第（裏面座席表）	
	新潟市福祉有償運送運営協議会規則	
	新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針	
協議1	協議概要（特定非営利活動法人 CIL 新潟）	
協議1（参考）	協議申請書類（特定非営利活動法人 CIL 新潟）	非公開
協議2	協議概要（社会福祉法人 新潟みずほ福祉会）	
協議2（参考）	協議申請書類（社会福祉法人 新潟みずほ福祉会）	非公開
協議3	協議概要（一般社団法人 EARU パートナーズ）	
協議3（参考）	協議申請書類（一般社団法人 EARU パートナーズ）	非公開
協議4	協議申請書類（社会福祉法人 中蒲原福祉会）	一部非公開
協議5	協議申請書類（特定非営利活動法人 こころ楽楽）	一部非公開
協議6	協議申請書類（特定非営利活動法人 せいむ）	一部非公開
資料1-1	新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針の改正について（案）	
資料1-2	福祉有償運送の登録に関する処理方針について	
資料1-3	参考様式3 安全な運転のための確認表	
報告1	福祉有償運送登録団体実施概要一覧・各団体実績報告書	